

# 都市再生整備計画(第4回変更)

はん だ お っ か わ ち く  
半田乙川地区

あ い ち け ん    は ん だ し  
愛知県 半田市

平成27年12月18日



## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p><b>整備方針1&lt;身近に水や緑とふれあえる都市空間の形成&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親水空間と共生した良質な住環境を創出するため、シンボル空間としての河川の修景整備を行う。</li> <li>・親水空間と調和を図りながら、道路、河川、公園、緑地等のネットワーク化を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地区画整理事業(基幹事業)</li> <li>■高質空間形成施設(基幹事業) 河川修景施設整備事業</li> <li>□地域創造支援事業(提案事業) 土地区画整理事業</li> <li>○土地区画整理事業(関連事業)</li> </ul>
<p><b>整備方針2&lt;安全で快適に暮らせる居住環境の創出&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞解消や生活道路への通過交通排除のため、地区の骨格的な道路整備を促進する。</li> <li>・災害に強い住環境を創出するため、道路、宅地、下水道等の一体的な整備を推進する。</li> <li>・安心して生活できる住環境を創出するため、地域の自主防犯活動との連携とともに、防犯施設の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地区画整理事業(基幹事業)</li> <li>■下水道(基幹事業)</li> <li>□地域創造支援事業(提案事業) 土地区画整理事業</li> <li>□地域創造支援事業(提案事業) 下水道</li> <li>□地域創造支援事業(提案事業) 地域防犯施設整備事業</li> <li>○土地区画整理事業(関連事業)</li> <li>○防災行政無線整備事業(関連事業)</li> <li>○耐震性貯水槽整備事業(関連事業)</li> </ul>
<p><b>整備方針3&lt;地域住民が集い、楽しめるコミュニティ空間の充実&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活動の充実のため、地域住民の生涯学習・コミュニティ活動の拠点整備を行う。</li> <li>・地域に密着した学校施設を目指し、地域の各種活動の場の提供や避難所施設とするため、地域開放型の学校施設の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高次都市施設(基幹事業) 乙川地区地域交流センター</li> <li>■高次都市施設(基幹事業) 上池公民館</li> <li>□地域創造支援事業(提案事業) 学校用地取得事業</li> <li>○学校施設整備事業(関連事業)</li> <li>○学校給食センター整備事業(関連事業)</li> <li>○学校給食センター用地取得事業(関連事業)</li> <li>○消防団詰所建替事業(関連事業)</li> </ul>
<p><b>その他</b></p> <p>&lt;事業終了後の継続的なまちづくりについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の部屋や家などをきれいにするように、子どものように愛着をもって公共施設をきれいに、との観点から半田市では平成12年度より市民に里親になってもらい、ボランティアで公共施設の管理と美化をお願いする里親制度を開始しており、市民が自分たちの手で行うまちづくりのバックアップを続けていく。</li> </ul>	



都市再生整備計画の区域

半田乙川地区(愛知県半田市)

面積

500.6 ha

区域

小神町、花田町一～三丁目、大池町一～四丁目、乙川木田町一～二丁目、乙川向田町一～二丁目、向山町一～三丁目、平地町一～五丁目、乙川浜側町一～二丁目、浜田町一～二丁目、渡草町一～二丁目、飯森町、大松町一～二丁目、南大矢知町一～四丁目、龜崎高根町七～八丁目、乙川町、乙川深田町一丁目、乙川一色町の一部、乙川吉野町、川田町の一部、八野町の一部、上旗町、吾武町の一部、乙川新町一～三丁目、乙川栄町、乙川高根町一～二丁目、乙川西ノ宮町一丁目及び一～三丁目、乙川東内林町一丁目の一及び二丁目、大塚町一～三丁目、上池町一～五丁目、一ノ原町、新池町一～二丁目、七木本町一丁目、長根町一～二丁目及び三丁目、元山町の一部、大佐根町一～二丁目、菅代町一丁目及び二丁目、横伏上町の一部、西大矢知町三～四丁目、東根町一～二丁目、横川町一～二丁目及び三丁目、元山町の一部、乙川若宮町、乙川北側町一～二丁目、乙川市場町一～二丁目、乙川殿町、乙川高良町、乙川内山町、乙川八幡町一～三丁目、乙川森田町、赤坂町、中平町の一部、新盛町一～五丁目及び六丁目、新田町

